

# 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

規程第5号

平成24年2月14日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人周南市医療公社（以下「公社」という。）の役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「職務」とは、公社の理事、監事又は評議員としての職務の執行をいう。
- (2) 「報酬」とは、職務の対価に限るものとする。

(報酬の支給)

第3条 報酬は非常勤の役員及び非常勤の評議員に対してのみ支給する。

(報酬の額の算定方法)

第4条 報酬の額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 役員に対する理事会への出席等の対価として支払う報酬の額は、1日につき6,000円とする。
- (2) 評議員に対する評議員会への出席等の対価としての支払う報酬の額は、1日につき6,000円とする。
- (3) 監事に対する公社の監査を行ったことへの対価としての支払う報酬の額は、1日につき15,000円とする。

(費用弁償)

第5条 役員及び評議員（以下「役員等」という。）が、職務のため会議等に出席したときは、費用弁償として鉄道賃及び車賃を支給するものとする。

2 役員等が、周南市内に居住する場合又は常勤の公社職員若しくは周南市職員である場合は、前項の規定にかかわらず費用弁償は行わないものとする。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第6条 報酬及び費用弁償は、その都度現金で支給する。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。